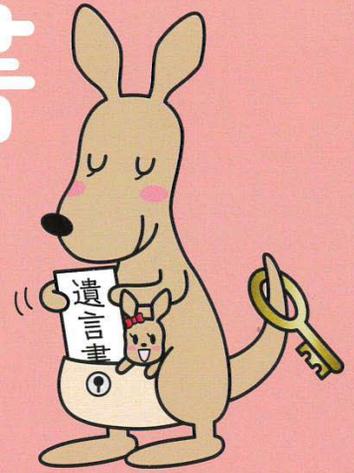


自筆証書遺言書 保管制度の ご案内



遺言書ほかんガルー

安心!簡単・安価!親切!



あなたの大切な遺言書を
法務局(遺言書保管所)が守ります。

法務省民事局

本制度の利用の前に知っておきたいこと

保管できる遺言書について

本制度の保管の対象となるのは、民法 968 条の自筆証書遺言によって作成された遺言書であると同時に、**本制度において定められた様式**に従って作成されている遺言書になります。

様式は **P6** をご覧ください。

遺言書はご自身で作成いただく必要があり、法務局（遺言書保管所）は遺言書の内容に関する相談に応じることができません。

保管の申請の手続について

遺言書の保管の申請手続は、**遺言者本人が必ず法務局（遺言書保管所）にお越しいただく必要があります。**

また、遺言書の保管の申請手続では、必ず顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカードなど）で本人確認させていただきます。

教えて！ほかんガールー①

Q 遺言書にはどんな種類があるの？



A 主に自筆証書遺言と公正証書遺言があるよ。それぞれに特徴があるから、下の表を参考にしな。



	自筆証書遺言(民法968条)		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者本人（15 歳以上）が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書できれば一人で作成することができる。 証人は不要 		<ul style="list-style-type: none"> 公証人関与の下、2 名以上の証人が立ち会って行う。 公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。 遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。
保管方法	自宅など適宜の方法で保管	法務局で保管	公証役場で保管
費用	不要	保管申請手数料は 1 件 3,900 円	財産の価額に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡後の通知制度	なし	あり	なし

自筆証書遺言書保管制度の特色

自筆証書遺言書保管制度は、これまで自宅で保管されることの多かった自筆証書遺言書の紛失、相続人に発見されないおそれなどの問題点を解消しており、「安心」「簡単・安価」「親切」な制度です。

法務局（遺言書保管所）で保管するという選択肢が増えたことによって、より安心して自筆証書遺言書を作成することができるようになりました。

安心

1

遺言書の原本と画像データを、法務局（遺言書保管所）が長期間適正に保管し、
遺言書の改ざんや紛失を防ぎます。



遺言書原本
遺言者死亡後
50年間保管



画像データ
遺言者死亡後
150年間保管

2

法務局職員が、民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認（全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等）を行います。
遺言書が方式不備で無効になることを防ぎます。

簡単・安価

1

本制度を利用して、法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書は**家庭裁判所の検認が不要です。**

2

遺言書の保管の申請手数料は **3,900 円**
遺言書情報証明書の交付請求の手数料は **1 通 1,400 円**

1

通知によって遺言書の存在を相続人等に知らせます。

通知には以下のとおり2種類あります。

遺言者が指定した方への通知（指定者通知）

遺言者が遺言書の保管申請をする際に指定者通知を希望すると、法務局（遺言書保管所）において、遺言者の死亡の事実を確認できた時に、遺言者が指定した方（令和5年10月から受遺者等に限らず、また3名まで可能になりました。）に、遺言書が保管されている旨を通知します。



関係遺言書保管通知

遺言者の死亡後、相続人等のうちのどなたかお一人が、法務局（遺言書保管所）において遺言書情報証明書の交付を受けたり、遺言書の閲覧をした場合、その他の相続人等全員に対して、遺言書が保管されている旨を通知します。



2

相続人等に遺言書の内容が確実に伝わるようにします。

相続開始後、相続人等は遺言書の内容を証明した遺言書情報証明書の請求や遺言書の閲覧を行うことができます。



利用者の声

- 保管場所が法務局なので安心。
- とても安価で信頼できる制度と思います。
- 良い制度なので、友人や知人に教えたい。

本制度の手続の予約制について

本制度の全ての手続で、事前の予約が必要です。
予約制のため手続の順番を長時間待つことはありません。

▶ 予約方法

 予約は法務局手続案内予約サービスの専用 HP
が便利です。(24 時間 365 日利用可能)



その他の予約方法

法務局（遺言書保管所）への電話による予約

手続を行う法務局（遺言書保管所）へ、お電話にてお申込みください。
※時間帯によって電話が繋がりにくいことがあります。

法務局（遺言書保管所）窓口における予約

手続を行う法務局（遺言書保管所）の窓口へ直接お申込みください。
※法務局職員が手続対応中である場合、お待ちいただくことがあります。

受付時間：平日9：00～17：00 まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

※予約の 注意事項

- ・予約は手続を行うご本人名で一人ずつお願いいたします。
- ・手続の処理には、一定のお時間をいただきます。
- ・予約当日、受付開始時刻に法務局に来庁できなくなった場合は、予約した法務局にご連絡をお願いします。
- ・予約した受付開始時刻を過ぎてもお越しにならない場合は、キャンセルされたものとして取り扱うことがあります。

① 教えて！ほかんガル②

Q

どこの法務局で
手続できるの？

A

保管の申請など管轄が決まっている手続（お住まいの都府県内（北海道は4管轄）にある法務局などで手続）と証明書の発行など管轄がない手続があるから、法務省ホームページか近くの法務局で確認してね。

Q

申請書や請求書
はあるの？

A

申請書や請求書は様式が決まっていて、手続の前に作成する必要があるよ。
法務省ホームページからダウンロードするか法務局に問い合わせてね。



法務省ホームページ
はこちら

